

# 西東京・住基ネットいらなない! ニュース

2006年10月30日発行 vol.17 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshonishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先／小崎 tel&fax 042-464-5481, 柳田 tel&fax 042-461-3246）

jjukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 00170-9-777564

## 付番取消訴訟は第2ステージへ 控訴審は11月2日スタート! 裁判所は今度こそ真剣な審理を

「住基ネットはプライバシーと人格権の侵害」として、西東京市長を相手に住民票コード付番の取り消しを求めた裁判で、東京地裁は7月14日、原告の請求却下の判決を言い渡しました。

行政の主張を無批判になぞっただけで真剣な審理を尽くしたとも思えないお粗末な判決は、到底納得できるものではありません。原告である西東京市民3名は即日高裁への控訴を選択しました。

控訴審の第1回口頭弁論は11月2日(木)午前11時30分にかねます。裁判所、さらに被告・西東京市には、今度こそ真摯な態度で審理に臨むことを期待します。



## 国賠訴訟第11回口頭弁論 市長ら6名を証人申請

法廷内失笑! 「費用対効果」で市が方向転換?

10月2日、住基ネット国賠訴訟は第11回目の口頭弁論を迎えました。この日、被告側は準備書面(9)と新たな証拠2点を提出しています。

この「証拠」の一つが、西東京市での住基カードの発行枚数。住基ネットの費用対効果についての原告主張に反論するためというのですが、とくに発行枚数について、「平成17年度末までの統計によれば、平成15年度は730枚、平成16年度は546枚、平成17年度は689枚、平成18年度は7月31日時点で361枚で、発行数はわずかずつ伸びてい

る」などと力説しています。まさに「わずかずつ(!!)」。原告代理人の清水勉弁護士の「住基カードがこれだけしか発行されておらず費用対効果を欠くことを被告自ら認めるという趣旨か」という問いに法廷内に思わず笑いがもれました。

一瞬唖然とした表情を浮かべた被告代理人は「原告側の主張枚数が少なく間違えていたので訂正したものだ」と説明しましたが、それにしても人口18万人の西東京市の発行枚数としてはごくわずかなものであることに変わりはなく、費用対効果のバランスを失っていることは明らかです。(2面へつづく)

### この枚数で行政がどれだけ効率化？

「この枚数で費用対効果は十分釣り合っている！」というのが市の主張なら、きわめて斬新といえます。数百枚のカード発行件数で、いったいどれだけの効率化が得られたのでしょうか？費用に換算すると何千万円に相当するのでしょうか？

そもそも「費用対効果」について市は、「市町村長が判断すべき事項でない」「西東京市長が住基ネットについて費用対効果を検討したか否かを問うまでもない」(被告準備書面 5)としてきたのです。同様の主張をして費用対効果についての論証を避けてきたコード付番取消訴訟では、なぜか判決が「弁論の全趣旨を通じて認められる」と認定。根拠となる数字も示されないまま、住基ネットの費用対効果は「ある」という結論だけが導き出されています。市が、具体的な数字をあげて費用対効果を論証しようと方向転換したのであれば、むしろ大歓迎です。どのようなデータであろうと、住基ネットが行政の効率化に寄与し、十分な費用対効果を得ていることを証明することは不可能であることを私たちは確信しています。

### 自治体にとって住基ネットの負担は明か

7月に提出している原告準備書面(11)では、「平成13年度の初期費用で約5445万、その後、平均年1500万円程度の費用をかけてきているが、住基カードの枚数はわずかに1597枚にすぎず、しかも毎年発行枚数は減少傾向」と指摘していました。では被告のあげた発行枚数で本当に費用対効果があるといえるのか、と問う清水弁護士に対し、被告代理人は発行枚数を答えるのみに終始し、結局、費用対効果があるという具体的な例示はなされませんでした。

自治体にとって住基ネットの稼働によって効率化したといえるのは転入事務が簡単になっただけで、行政全体からみればわずかな効果しか得られていません。それに対して設置の初期費用、維持運営のためのランニングコストは膨大で、結局、費用対効果のバランスがとれている自治体は皆無といっている

状況です。住基ネットシステムは、自治体の費用対効果にまったく見合わず、国は健全であるべき自治体の財政に重い負担を与え続けていることは間違いありません。

### 原告3名と証人3名、計6名を人証申請

またこの日、原告側から原告の市民3名を含む6人を証人として申請しました。

原告以外の3人は、坂口光治・西東京市長、菅野照光・西東京市市民課長、藤本一夫・作新学院大学教授の各氏です。

坂口市長は言うまでもなく西東京市における住基ネットの管理責任者であり、個人情報情報の漏洩や不正利用防止にどのような対策を講じているか、また行政事務の効率化への影響や費用対効果などについて尋ねます。菅野課長は住基ネットの準備段階から直接実務に携わってきた現場職員です。西東京市の住基ネットにかかわる事務処理がどのように遂行されているのか、実情を最もよく知る人物として証言を求めることにしました。藤本教授は情報システム論を専門とする研究者としての立場から、住基ネットがシステムとしていかに杜撰なものであるかについて、見解を聞きます。

### 月刊 地方自治職員研修」11月号

地方自治体職員向けの雑誌「月刊 地方自治職員研修」11月号に、西東京住基ネット訴訟の原告が寄稿しています。連載の「巻頭言 職員 自治を支える者へ」のコーナーで、「自治体にとって住基ネットは不必要で、国に対して住民と自治体は共闘できる」というメッセージになっています。大手書店などでお求めください。



(発行：公職研、定価800円)

### 活動日誌

#### 取消訴訟控訴審 第1回口頭弁論

11月2日(木) 10時30分～

東京高裁 810号法廷

#### 国賠訴訟 第13回口頭弁論

11月27日(月) 10時～

東京地裁 713号法廷